

福岡県公報

令和六年三月二十九日
第四百八十三号
増刊
④

目次

議 会

○福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示 (議会議務局総務課) ……………一
教育委員会

○福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則 (教育庁総務企画課) ……………一

○福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令 (教育庁総務企画課) ……………二

○福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令 (教育庁教職員課) ……………三

雑 報

○福岡県新型コロナウイルス感染症等対策本部規程の一部を改正する規程 (がん感染症疾病対策課) ……………四

再 掲

○福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局任用課) ……………五

議 会

福岡県議会議事第一号

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県議会議長 香原勝司

福岡県議会議事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事務局規程(昭和三十五年十月福岡県議会議事)の一部を次のように改正

する。
第四条第一項の表企画主幹の項中「、課長」を「、当該課(室)の長」に改め、同項の次に次のように加える。

主 幹 上司の命を受け、当該課(室)の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし、当該課(室)の長、副課長又は企画監等を補佐する。

第四条第一項の表企画主査の項の次に次のように加える。

指導主査 上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を活かし職員を指導する。

第四条第一項の表事務主査の項中「当該」を削り、同項の次に次のように加える。

技術主査 上司の命を受け、係長等を補佐し、技術を処理する。

第五条第三項中「企画主幹、企画主査及び事務主査」を「企画主幹、主幹、企画主査、指導主査、事務主査及び技術主査」に改める。

第十一条第一項中「磁気的方法を」を「磁気的方法」に改める。

別表議事課の部議事第一係の項第三号中「建築都市委員会」を「県土整備委員会」に改め、同部企画係の項第三号中「県土整備委員会」を「建築都市委員会」に改める。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

教育委員会

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(福岡県教育庁組織規則の一部改正)

第一条 福岡県教育庁組織規則(平成三十年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次

のように改正する。

第二十一条中「教育事務所の分掌する事務は、次のとおりとする。」を「前条第二項の表の上欄に掲げる教育事務所にあっては、同表下欄に掲げる管轄区域について、次の各号に掲げる事務を分掌する。ただし、第二号に掲げる事務のうち、北九州教育事務所の管轄区域に係る給与に関する事務にあっては、筑豊教育事務所が分掌する。」に改める。

第二十二条第一項中「管理係及び教職員係」を「総務係」に改める。

(福岡県立美術館組織規則の一部改正)

第二条 福岡県立美術館組織規則(昭和六十年福岡県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五 美術図書室の運営に関すること。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第三条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則等の一部を改正する規則(平成十八年福岡県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項の表ボイラー技士の項を削る。

(福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則の一部改正)

第四条 福岡県立社会教育総合センター及び福岡県立社会教育総合センター少年自然の家組織規則(昭和五十九年福岡県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表企画主幹の項中「又は副所長」を削る。

(福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正)

第五条 福岡県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則(昭和三十二年福岡県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の表十二の項を十三の項とし、七の項から十一の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

7 企画主幹 上司の命を受け、企画、調整等に関する事務に関し、当該課長等を補佐する

附則

(施行期日)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第一号

本 庁
出先機関

福岡県教育庁事務分掌規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔

福岡県教育庁事務分掌規程の一部を改正する訓令(福岡県教育庁事務分掌規程の一部改正)

第一条 福岡県教育庁事務分掌規程(平成三十年三月福岡県教育委員会教育長訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「各係及び班」を「各係、班及び室」に改め、同条第四号口中「教務支援システム及び」を削る。

第十一条第一号口中「(前期課程に限る。)」を「、高等学校」に改める。

第十五条を次のように改める。

(教育事務所総務課総務係の分掌事務)

第十五条 教育事務所総務課総務係の分掌する事務は、次のとおりとする。

- 一 庶務に関すること。
- 二 施設設備の管理に関すること。
- 三 市町村教育委員会の組織及び運営の指導助言に関すること。
- 四 市町村教育委員会の財政運営に関する指導助言に関すること。
- 五 市町村教育委員会委員の異動に関する事務に関すること。
- 六 市町村立学校の設置及び廃止の届出に関すること。

七 市町村立学校における児童生徒の就学、入学、転学、退学及び進学並びに福利厚生に関する事務（以下「学事事務等」という。）に関すること。

八 市町村立学校の教科書の採択事務に関すること。

九 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の児童生徒に対する教科書の無償給与に関すること。

十 学校保健、学校給食、学校安全等に関する事務に関すること。

十一 県費負担教職員の公立学校共済組合の組合員の資格の得喪その他組合員に関すること。

十二 調査統計（他の室及び班の所掌に係るものを除く。）に関すること。

十三 市町村立学校の施設及び設備の整備に関する国庫補助金に関すること。

十四 社会教育及びスポーツに関する補助金等に関すること。

十五 福岡県立青少年訓練所の財務会計に関すること。

十六 県費負担教職員の定数、任免、服務その他人事に関する事務に関すること。

十七 県費負担教職員（教育職給料表適用者を除く。）の研修に関すること。

十八 県費負担教職員の給与、報酬、退職手当等に関すること（北九州教育事務所を除く。）。

十九 県費負担教職員の旅費の配分及び支給に関すること（北九州教育事務所を除く。）。

二十 市町村立学校の学級編制に関すること。

二十一 市町村立学校の教育職員の免許状に関すること。

二十二 県費負担教職員の公務災害に関すること。

二十三 会計年度任用職員等に係る社会保険に関すること。

二十四 会計年度任用職員等の給与、報酬、退職手当等に関すること（北九州教育事務所を除く。）。

（福岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正）

第二条 福岡県教育委員会事務決裁規程（平成六年四月福岡県教育委員会教育長訓令第（二）号）の一部を次のように改正する。

別表四第十五項中「第七十五条」を「第七十五条第二号」に改める。

別表十一第十五項を第十六項とし、第十四項の次に次の一項を加える。

十五 県立スポーツ科学情報センターの使用料に関する事務（福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）第七十五条第一号の規定に基づき、知事から委任を受けた事務）
この項中福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）を「条例」という。

1 条例第四条第二項ただし書きの規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

2 条例第五条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

別表十三教育事務所長の項第二項第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

教育事務所長 10 夜間学級担当手当の支給を受ける県費負担教職員を認定すること。

（教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正）

第三条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第（二）号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号に次のように加える。

二 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）に基づき、無線局の開設及び維持に必要な申請、届出等を行うこと。

附則

（施行期日）

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第（二）号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程（昭和三十七年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

十五 県立スポーツ科学情報センターの使用料に関する事務（福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）第七十五条第一号の規定に基づき、知事から委任を受けた事務）
この項中福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）を「条例」という。

1 条例第四条第二項ただし書きの規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

2 条例第五条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

別表十三教育事務所長の項第二項第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

教育事務所長 10 夜間学級担当手当の支給を受ける県費負担教職員を認定すること。

（教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正）

第三条 教育長の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和四十二年八月福岡県教育委員会教育長訓令第（二）号）の一部を次のように改正する。

第八条第七号に次のように加える。

二 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）に基づき、無線局の開設及び維持に必要な申請、届出等を行うこと。

附則

（施行期日）

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県教育委員会教育長訓令第（二）号

本 庁

出先機関

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

福岡県教育委員会教育長 吉田 法稔

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

福岡県教育委員会事務局等職員被服貸与規程（昭和三十七年八月福岡県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から13の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

- 一 この訓令は、令和六年四月一日から施行する。
- 二 この訓令の規定の施行の際現に貸与を受けている被服は、この訓令の規定により貸与されたものとみなす。

雑報

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める

令和六年三月二十九日

福岡県新型インフルエンザ等対策本部長

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程の一部を改正する規程

福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程（平成二十五年七月福岡県新型インフルエンザ等対策本部規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

企画・地域振興部	企画・地域振興部											
	総合政策課											
企画・地域振興部	総合政策課	東京連絡班	国際局	空港対策局	市町村振興局	交通政策班	調査統計班	情報政策班	総合政策課長	総合政策課長		
			地域班	国際政策班		空港政策班	空港事業班	行財政支援班			政策支援班	交通政策課長
	総合政策課長	東京連絡班	東京事務所長	地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長
				地域課長	国際政策課長	空港政策課長	空港事業課長	行財政支援課長	政策支援課長	交通政策課長	調査統計課長	情報政策課長

を

保健医療介護部	保健医療介護総務課	健康増進課長	がん感染症疾病対策課長	情報政策班	調査統計班	交通政策班	市町村振興局	空港対策局	国際局	東京連絡班		
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長
				情報政策課長	調査統計課長	交通政策課長	政策支援課長	行財政支援課長	空港政策課長	空港事業課長	国際政策課長	国際交流課長

に、

保健医療介護部	保健医療介護総務課	健康増進課長	がん感染症疾病対策課長	社会活動推進班	文化振興班	男女共同参画推進班	生活安全班	私学振興・政策班	青少年育成局	スポーツ局	
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長

を

保健医療介護部	保健医療介護総務課	健康増進課長	がん感染症疾病対策課長	社会活動推進班	文化振興班	男女共同参画推進班	生活安全班	私学振興・政策班	青少年育成局	スポーツ局	
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長
				社会活動推進課長	文化振興課長	男女共同参画推進課長	生活安全課長	政策課長	私学振興課長	青少年育成課長	スポーツ企画課長

に、

<p>人づくり ・県民生 活部</p> <table border="1"> <tr> <td>社会活動推進班</td> <td>生活安全班</td> <td>私学振興・青少年育成局</td> <td>私学振興班</td> </tr> <tr> <td>一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。</td> <td>一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</td> <td>一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</td> <td>一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</td> </tr> </table>	社会活動推進班	生活安全班	私学振興・青少年育成局	私学振興班	一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。	一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	<p>人づくり ・県民生 活部</p> <table border="1"> <tr> <td>社会活動推進班</td> <td>生活安全班</td> <td>私学振興・青少年育成局</td> <td>政策班</td> <td>私学振興班</td> </tr> <tr> <td>一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。</td> <td>一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</td> <td>一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	社会活動推進班	生活安全班	私学振興・青少年育成局	政策班	私学振興班	一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。	一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。			<p>保健医療介護部</p> <table border="1"> <tr> <td>保健医療介護総務班</td> <td>ワンヘルス総合推進班</td> <td>健康増進班</td> <td>がん感染症疾病対策班</td> <td>生活衛生班</td> <td>医療指導班</td> <td>薬務班</td> <td>医療保険班</td> <td>高齢者地域包括ケア推進班</td> <td>介護保険班</td> </tr> <tr> <td>保健医療介護総務課長</td> <td>ワンヘルス総合推進課長</td> <td>健康増進課長</td> <td>がん感染症疾病対策課長</td> <td>生活衛生課長</td> <td>医療指導課長</td> <td>薬務課長</td> <td>医療保険課長</td> <td>高齢者地域包括ケア推進課長</td> <td>介護保険課長</td> </tr> </table>	保健医療介護総務班	ワンヘルス総合推進班	健康増進班	がん感染症疾病対策班	生活衛生班	医療指導班	薬務班	医療保険班	高齢者地域包括ケア推進班	介護保険班	保健医療介護総務課長	ワンヘルス総合推進課長	健康増進課長	がん感染症疾病対策課長	生活衛生課長	医療指導課長	薬務課長	医療保険課長	高齢者地域包括ケア推進課長	介護保険課長	<table border="1"> <tr> <td>生活衛生班</td> <td>医療指導班</td> <td>薬務班</td> <td>医療保険班</td> <td>高齢者地域包括ケア推進班</td> <td>介護保険班</td> </tr> <tr> <td>生活衛生課長</td> <td>医療指導課長</td> <td>薬務課長</td> <td>医療保険課長</td> <td>高齢者地域包括ケア推進課長</td> <td>介護保険課長</td> </tr> </table>	生活衛生班	医療指導班	薬務班	医療保険班	高齢者地域包括ケア推進班	介護保険班	生活衛生課長	医療指導課長	薬務課長	医療保険課長	高齢者地域包括ケア推進課長	介護保険課長
社会活動推進班	生活安全班	私学振興・青少年育成局	私学振興班																																																		
一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。	一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。																																																		
社会活動推進班	生活安全班	私学振興・青少年育成局	政策班	私学振興班																																																	
一 一部内の連絡調整に関すること。 一 生活関連物資の価格、需給状況に関すること。 二 消費者相談に関すること。	一 公立大学法人に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。	一 私立学校に対する感染予防啓発、連絡調整等に関すること。																																																			
保健医療介護総務班	ワンヘルス総合推進班	健康増進班	がん感染症疾病対策班	生活衛生班	医療指導班	薬務班	医療保険班	高齢者地域包括ケア推進班	介護保険班																																												
保健医療介護総務課長	ワンヘルス総合推進課長	健康増進課長	がん感染症疾病対策課長	生活衛生課長	医療指導課長	薬務課長	医療保険課長	高齢者地域包括ケア推進課長	介護保険課長																																												
生活衛生班	医療指導班	薬務班	医療保険班	高齢者地域包括ケア推進班	介護保険班																																																
生活衛生課長	医療指導課長	薬務課長	医療保険課長	高齢者地域包括ケア推進課長	介護保険課長																																																
を		を		を																																																	

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月十九日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

福岡県人事委員会規則第四号

福岡県の職員に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員に関する規則（平成元年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二福岡県職員民間企業等職務経験者採用試験の項中「教養試験」を「基礎能力試験」に改め、同表備考中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 「基礎能力試験」とは、職務の遂行に必要な基礎的な能力についての択一式による筆記試験をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。